

難工事指定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する建設工事において、難工事を指定するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「難工事」とは、次の各号のいずれかに該当し、入札への参加が敬遠されるおそれのある工事をいう。

- (1) 工事に使用する資材、機材等の搬入に時間を要し、作業効率が著しく低下する工事
- (2) 工事の施工に係る期間又は時間に制約があり、作業効率が著しく低下する工事
- (3) 工事を施工する場所の特性により、作業効率が著しく低下する工事

(難工事の指定)

第3条 難工事指定する案件は、第2条の各号のいずれかに該当する工事のうちから、建設工事審査委員会において決定するものとする。

2 指定された工事は、工事名の末尾に「(難工事評価型)」と追記する。

(工事成績評定)

第4条 難工事指定された場合には、総括監督員（主任監督員）による評価において、次を評価するものとする。

- (1) 4. 工事特性：1. 施工条件等への対応：Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応：その他
- (2) 4. 工事特性：1. 施工条件等への対応：Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応：その他
- (3) 6. 社会性等：I. 地域への貢献等：その他

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。